

## 既登録景観資産の登録抹消について

### 1 登録抹消となる景観資産



- (1) 名称：松山医院（景観資産登録番号第11号）
- (2) 所在地：大手町二丁目4-5
- (3) 登録：令和2年2月25日
- (4) 概要：大正14年に建築された木造2階建ての洋風建築で、建物正面の縦長の窓や壁面の装飾のほか、屋根の避雷針が特徴的。  
昭和9年に群馬県で実施された陸軍大演習の際に、軍関係者の貴賓宿舎として裏庭の離れ座敷が建設されたと伝えられている。

### 2 登録抹消について

松山医院が所有者の変更にもない売却される可能性が出てきたことから、前橋市としては松山医院が滅失されるのは望ましくないという方向性に則り、所有者への保存の打診や、事業者の改修による活用保存などの方法を模索してきたが、保存を具体化させるのが困難な状況であった。また、前橋市による松山医院の取得も難しく、さらに業者による取り壊しが確定し景観資産滅失（毀損）届出書が提出されたことから景観資産の登録を抹消することとなった。

### 3 その他

平成27年度の景観重要建造物詳細調査報告書の図面等をもって、建物情報を記録保存する。また、松山医院跡地へモニュメントを設置する方向で開発業者と調整している。